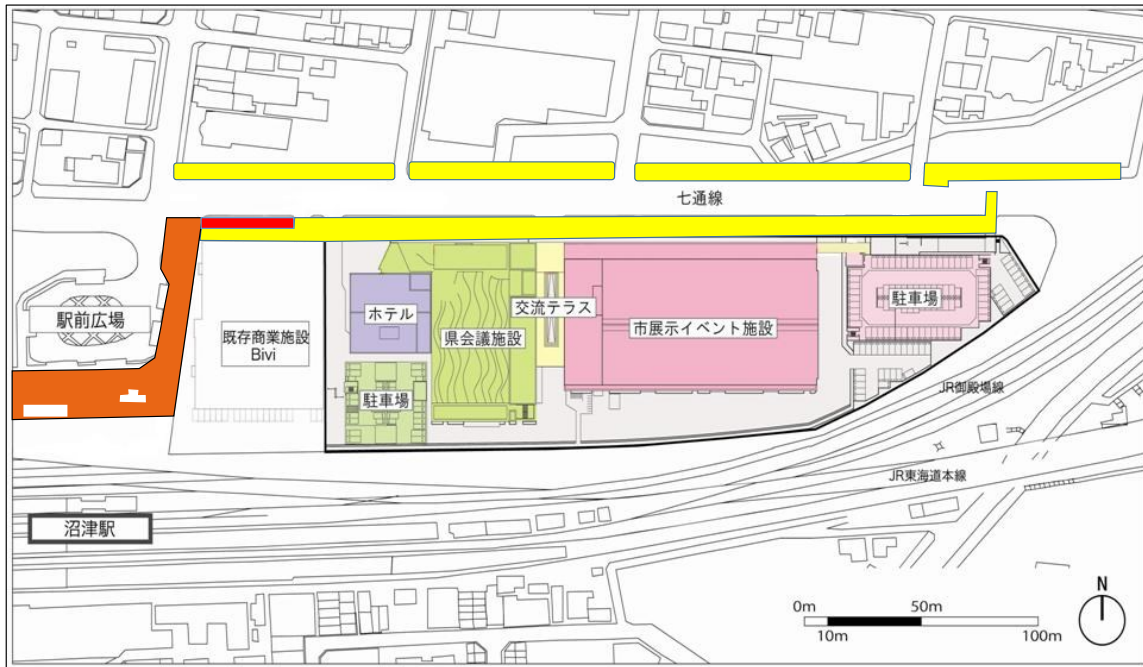


沼津市自転車等放置禁止区域の指定変更（案）

放置禁止区域変更箇所



詳細図



- 自転車等放置禁止区域(指定変更部分)
- 暫定駐輪場
- 既に指定されている区域

自転車の利用者が駐車指定場所以外の場所に置き、かつ自転車の利用者が当該自転車から離れているため、直ちに移動することができない自転車のことを放置自転車と言います。

沼津市では、放置自転車が歩行者の交通の妨げになるほか、緊急時例えば消火活動の妨げになるだけではなく景観も悪化させるため、沼津市自転車等放置防止条例を制定し、自転車等放置禁止区域を定めています。

この区域に自転車が放置されていた場合、移動するよう警告したにもかかわらず、引き続き放置されている場合は、撤去し保管します。(条例) 撤去した自転車は、6か月間保管します。その間に所有者が判明した場合は、連絡を取り返還の手続きを行います。その際、撤去・保管料として自転車 2,000 円/台、バイク 3,000 円/台を徴収します。(施行規則) 期限を過ぎても引き取りに来ない場合は処分します。

現在、Bivi 及びブラサヴェルデ北側の自転車道部分に放置自転車が多く、また、当該箇所からの自転車盗難も多いことから警察等と現地での街頭指導や違法駐車車両への警告札の取り付け等を行ってききましたが、状況は改善されず、放置自転車が後を絶ちません。

そのため、今回、沼津駅北口の自転車等放置禁止区域について現在の区域に Bivi 及びブラサヴェルデ北側の自転車道及び歩道部分を追加する変更を予定しています。